相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長崎県長崎市清水町一〇二七番地、最後の住所長崎県長崎市清水町一九番三五号

被相続人　亡　江口　武彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十二月二十五日

事務所長崎市金屋町九番三二号KY中尾ビル二〇三号江崎司法書士事務所

相続財産管理人　司法書士　江崎　聡

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県天草市河浦町新合九五番地、最後の住所熊本市南区八幡一〇丁目四番八号M―1BLD一〇一号　被相続人　亡　山本　正一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十二月二十五日

事務所熊本市中央区京町一丁目一一番三号

田中法律事務所

相続財産管理人　弁護士　田中　俊夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県熊本市中央区琴平本町八八番地、最後の住所大分県大分市山津町一丁目八番一六号

被相続人　亡　藏田　久美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十二月二十五日

大分市大字下郡一四六〇番地の一、事務所

大分市城崎町二丁目三番二号

相続財産管理人　司法書士　藤村　鉄磨

家畜商営業保証金取戻し公告

家畜商法第十条の七及び家畜商営業保証金規則第八条の規定により左記の者それぞれ当該記載により営業保証金の取戻しをしようとするので本公告をする。当該営業保証金につき家畜商法第十条の四第一項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から六箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書二通を当該登録都道府県知事に提出されたい。前記申出書の提出がないときは、当該営業保証金は取戻される。

平成二十五年十二月二十五日

左記代理人　栃木県家畜商商業協同組合

理事長　富田　榮一

一、住所　栃木県矢板市東町一一七九番地二

氏名　栗原　進

右記の者取戻し営業保証金の額　二万円

家畜商営業保証金取戻し公告

家畜商法第十条の七及び家畜商営業保証金規則第八条の規定により左記の者それぞれ当該記載により営業保証金の取戻しをしようとするので本公告をする。当該営業保証金につき家畜商法第十条の四第一項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から六箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書二通を当該登録都道府県知事に提出されたい。前記申出書の提出がないときは、当該営業保証金は取戻される。

平成二十五年十二月二十五日

左記代理人　栃木県家畜商商業協同組合

理事長　富田　榮一

一、住所　栃木県大田原市薄葉一五四二番地五

氏名　金澤　孝之

右記の者取戻し営業保証金の額　二万円

家畜商営業保証金取戻し公告

家畜商法第十条の七及び家畜商営業保証金規則第八条の規定により左記の者それぞれ当該記載により営業保証金の取戻しをしようとするので本公告をする。当該営業保証金につき家畜商法第十条の四第一項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から六箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書二通を当該登録都道府県知事に提出されたい。前記申出書の提出がないときは、当該営業保証金は取戻される。

平成二十五年十二月二十五日

左記代理人　栃木県家畜商商業協同組合

理事長　富田　榮一

一、住所　栃木県大田原市富士見一丁目三八五四番地六

氏名　瀬尾　渡

右記の者取戻し営業保証金の額　二万円

家畜商営業保証金取戻し公告

家畜商法第十条の七及び家畜商営業保証金規則第八条の規定により左記の者それぞれ当該記載により営業保証金の取戻しをしようとするので本公告をする。当該営業保証金につき家畜商法第十条の四第一項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から六箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書二通を当該登録都道府県知事に提出されたい。前記申出書の提出がないときは、当該営業保証金は取戻される。

平成二十五年十二月二十五日

左記代理人　栃木県家畜商商業協同組合

理事長　富田　榮一

一、住所　栃木県那須塩原市東町一二番二六号

氏名　鈴木　千尋

右記の者取戻し営業保証金の額　二万円

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成 25 年 12 月 25 日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①セキネ不動産　②埼玉県知事(6)16017　③関根眞一郎　④埼玉県さいたま市浦和区神明２―22―22　セキネ不動産　関根眞一郎　⑤1000万円　⑥埼玉県知事　⑦埼玉県さいたま市浦和区神明２―22―22　セキネ不動産　関根眞一郎

①株式会社エイブル　②国土交通大臣(5)5338　③代表取締役　梁瀬泰孝　④東京都港区元赤坂１丁目５番５号　廃止した従たる事務所　千葉県船橋市西船４―25―６　⑤500万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都港区元赤坂１丁目５番５号　株式会社エイブル　代表取締役　梁瀬泰孝

①コマツゼネラルサービス株式会社　②国土交通大臣(7)3795　③代表取締役　筆谷欣五郎　④東京都港区赤坂二丁目３番６号　廃止した従たる事務所　大阪府枚方市上野３―１―１　⑤500万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都港区赤坂二丁目３番６号　コマツゼネラルサービス株式会社　代表取締役　筆谷欣五郎

①大同建設株式会社　②福岡県知事(2)14990　③代表取締役　山本慎一郎　④北九州市小倉北区重住三丁目10番15号　⑤1000万円　⑥福岡県知事　⑦北九州市小倉北区重住三丁目10番15号　大同建設株式会社　代表取締役　山本慎一郎